

# 浦添市経済対策緊急支援金

## 【申請要項】

令和2年8月14日改正版

### 【目的】

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少し、資金繰りが悪化している市内事業者の支援として、予算の範囲内において緊急的に浦添市経済対策緊急支援金（以下「緊急支援金」）を支給します。

### 【支給対象者】

次のいずれかの要件を満たし、かつ、市内に有する店舗及び事業所等の賃料を支払っている市内事業者とします。

- ① 国及び県が支援する新型コロナウイルス感染症関連融資の申込みをした者
- ② 令和2年3月31日以前に開業しており、かつ、売上げが減少している者で、次のいずれかに該当し、食品衛生法（昭和22年12月24日法律第233号）第52条第1項に基づく飲食店又は喫茶店の営業許可を受け事業を営む者

#### ア 業歴が1年以上の場合

令和2年2月から同年5月までの間で、前年同月と比べいずれかの月について売上げが減少している者

#### イ 業歴が1年未満の場合

令和2年4月又は5月の売上げが、当該月以前の売上げより減少している者

- ③ 令和2年4月1日以降に、食品衛生法（昭和22年12月24日法律第233号）第52条第1項に基づく飲食店又は喫茶店の営業許可を受け、飲食店を営む者（開業準備中を含む）  
【令和2年7月29日より変更】

### 【緊急支援金の対象となる経費等】

- ① 緊急支援金の対象となる経費は、市内事業者が支払った経費のうち、市内に有する店舗及び事業所等の令和2年4月及び同年5月の賃料とします。

ただし、管理費、共益費、駐車場代その他これに類する経費や消費税は対象となりません。

- ② 賃料の全額免除又は一部が免除された場合、免除された額については支給の対象となりません。（実際に支払った額で算定します。）
- ③ 対象となる賃料は、1市内事業者に対し1施設分とし、賃借人の代表者と店舗及び事業所等の所有者が同一人でないこととします。
- ④ 店舗兼住宅の場合は、店舗部分の賃料を対象とします。ただし、居住する住宅の一室で事業を行っている場合は対象外とします。

### 【支給額】

緊急支援金の支給は1市内事業者につき1回とし、支給額は対象となる家賃の合計が10万円未満の場合は全額、10万円以上の場合は10万円とします。

※算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とします。

### 【申請に必要な書類】

次の①から⑥までの書類を提出してください。必要に応じて、追加資料の提出及び説明を求めることがあります。なお、申請書類の返却はいたしませんのでご了承ください。

#### ① 浦添市経済対策緊急支援金申請書（様式第1号）

（申請書等の入手方法）

浦添市ホームページからダウンロード及び印刷してご使用ください。

※インターネット環境が無い方は、市役所（産業振興課）、浦添商工会議所、浦添地区社交飲食業組合、で申請書等の入手が可能です。

#### ② 受給対象者を証明する書類（次のいずれかのもの）

ア 国及び県が支援する新型コロナウイルス感染症関連融資の金融機関へ申込み又は融資の実行が確認できる書類の写し（融資契約書、融資申し込み控えなど）

イ 飲食店の営業実態等の確認書類（※a及びbの両方）

a 食品衛生法第52条第1項に基づく保健所の許可（飲食店・喫茶店の営業許可）を取得していることがわかる書類の写し

b 売上比較表（指定様式）及び売上額の減少を確認する書類の写し

（※月毎の売上額を管理する売上台帳など）

（※支給対象者③の該当者は提出不用）

## ③貸借契約書の写し

## ④賃料を支払ったことが確認できる書類の写し

(領収書又は口座引落としの場合は通帳の写し)

## ⑤誓約書(様式第2号)

浦添市ホームページからダウンロード及び印刷してご使用ください。

## ⑥その他市長が必要と認める書類(※ア～エの全部)

ア 本人確認書類

※以下のいずれか1つ

a (法人の場合) 印鑑証明書の写し

b (個人の場合) 運転免許証、パスポート、保険証等の書類の写し

イ 金融機関口座名義及び口座番号等が確認できる通帳の写し

ウ 確定申告書又は市県民税申告書の写し

エ 申請書類チェックリスト

※上記以外にも書類の提出を求める場合があります。

## 【申請書類一覧】

提出書類		法人	個人事業主
①	浦添市経済対策緊急支援金申請書(様式第1号)	○	○
② 対象者 確認	ア.融資の申し込み又は実行を確認する書類 融資申込書、融資契約書などの写し	○	○
	イ.営業許可証、売上比較表及び売上台帳の写し (※飲食・喫茶店事業者で融資の申込みをしていない者) (※支給対象者③の該当者は営業許可証のみ)		
③	貸借契約書の写し	○	○
④	賃料を支払ったことを確認する書類の写し(領収書等)	○	○
⑤	誓約書(様式第2号)	○	○
⑥ その他 必要 書類	印鑑証明書の写し	○	
	免許証、パスポート、保険証などの写し		○
	口座名義・口座番号を確認する書類 (通帳の写し)	○	○
	確定申告書又は市県民税申告書の写し	○	○
	申請書類チェックリスト	○	○

**【申請書類受付期間】**

令和2年5月18日（月）から同年9月30日（水）必着（当日消印有効）

**※受付期間を再延長しました。**

**【申請方法】**

感染拡大防止のため、**郵送による申請**とします。

申請について不明な点がある場合は、お電話にてお問合せください。

**（申請書類送付先）**

〒901-2501 浦添市安波茶一丁目1番1号  
浦添市経済観光局 産業振興課 宛て

※申請書類の受付は**9月30日（水）の消印有効**とします。

※郵送の際は、封筒には切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記入ください。

※申請内容の確認のため、電話にてご連絡する場合がありますので、申請書には必ず連絡先（電話番号）の記載をお願いします。

**【支給の決定及び支給方法】**

申請内容の審査及び支給決定後、指定された**口座への振込**により支給します。なお、支給決定通知は、口座への振込をもって代えさせていただきます。

申請内容が要件に合致しないと認めるときは、不支給決定通知書（様式第3号）により申請者へ通知します。

**【その他】**

本支援金の支給事務を円滑かつ確実にを行うため、必要に応じて市は、必要な検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。

支援金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、申請者は、本緊急支援金を返金していただきます。

**【申請に関するお問合せ先】**

令和2年5月13日（水）から令和2年9月30日（水） 8：30～17：15

※土・日・祝祭日慰霊の日を除く

※12：00～13：00を除く

浦添市役所 産業振興課

電話：（代表）098-876-1234（内線3162、3165）

（直通）098-876-1245